

高浜発電所原子炉施設保安規定に係る説明資料
(上流文書（設置許可）から保安規定への記載方針)

関西電力株式会社

目 次

1. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針
2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

1. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針

設置変更許可申請書（本文、添付資料八）の記載内容から保安規定に記載すべき内容を整理するに当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

(1) 保安規定変更に係る基本方針の内容（抜粋）

1. はじめに

設置変更許可申請書で確認された原子炉施設の安全性が、運転段階においても継続して確保されることを担保するために必要な事項を保安規定に要求事項として規定

2. 2.1 保安規定に記載すべき事項

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める

(2) 保安規定の記載方針

(1) 項の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

① 設置許可本文は、規制要求事項であるため、設置許可本文のうち運用に係る事項について実施手段も含めて網羅するように保安規定に記載する。

ただし、例示や多様性拡張設備等に相当する部分の記載は任意とする。

② 設置許可の添付書類は、直接の規制要求ではないが、(1) 項の基本方針に沿って、要求事項に適合するための行為内容の部分は保安規定に記載し、実施手段に相当する部分は必要に応じて 2 次文書他に記載する。

また、2 次文書他に記載するものについてはその理由を明確にする。

③ 保安規定の記載にあつては、保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載（行為内容の骨子）とし、具体的な行為内容は、保安規定添付 2 および添付 3 に記載する。

④ 設置許可本文、添付書類の図、表は、法令等へ適合することを確認した内容の行為者および行為内容に係る部分を保安規定に添付する。

ただし、同図、表の内容が保安規定に記載されている場合は任意とする。

(3) その他

① 工事計画の対応において抽出された運用に係る事項については、別途資料「工認で抽出された運用内容整理」で整理する。

② 本資料については、設置変更許可申請書の変更箇所に対して保安規定および社内標準へ反映すべき運用事項を網羅的に整理している。

2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

項 目		説 明 内 容
設置変更許可申請書 【本文】		<ul style="list-style-type: none"> ○「黒字」により、設置変更許可申請書（本文）の内容を記載する。 ○「<u>青字（青下線）</u>」により、保安規定および関連する社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容を明確にする。
設置変更許可申請書 【添付書類】		<ul style="list-style-type: none"> ○「黒字」により、設置変更許可申請書（添付書類）の内容を記載する。 ○「<u>青字（青下線）</u>」により、保安規定および関連する社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容を明確にする。
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。 ○「<u>黒字（青下線）</u>」により、要求事項を実施する行為者を明確にする。（ただし、下記に示す「<u>黒字（赤下線）</u>」箇所と重複する場合は、<u>青下線</u>は引かない） ○「<u>黒字（赤下線）</u>」により、今回の保安規定申請に係る変更箇所を示す。
	記載の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○保安規定及び社内規定文書（2次文書）他に記載しない場合の考え方を記載する。
社内規定文書	該当規定文書	<ul style="list-style-type: none"> ○該当する社内規定文書（2次文書）を記載する。
	記載内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○関連する社内規定文書（2次文書）の具体的な記載内容を記載する。

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文五号+添付書類八）【7.3 固体廃棄物処理設備】

※：設置変更許可申請書【本文】及び【添付書類】については、1号炉を代表で示す。

設置変更許可申請書【本文】 2022.12.21許可時点	設置変更許可申請書【添付書類】 2022.12.21許可時点	記載すべき内容 原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>7. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 A. 1号炉</p>	<p>7. 放射性廃棄物の廃棄施設 7.3 固体廃棄物処理設備 7.3.1 概要 第7.1図を変更する。第7.1図以外は変更前の「7.3.1概要」の記載に同じ。</p>	<p>記載すべき内容 原子炉施設保安規定</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>
<p>(3) 固体廃棄物の廃棄設備 (1) 構造 また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等及び減容したバーナブルポイズン等、所要の遮蔽設計を行った発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物、並びに蒸気発生器の取替えに伴い発生したコンクリート等は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p>	<p>7.3.2 設計方針 また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた1基等及び減容したバーナブルポイズン等が必要に応じて汚染拡大防止対策を講じるとともに、減容したバーナブルポイズンは、遮蔽機能を有する鋼製の保管容器に収納し、発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去及び蒸気発生器の取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、汚染拡大防止対策を講じて、発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。 なお、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する。</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理) 第100条の2 各課(室)長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵* または保管する。 〔中略〕 (4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、原子炉係修課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。ただし、このうち3号炉および4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等については、機械工事グループ課長が、また、3号炉および4号炉で取り外した原子炉容器上部ふたの搬出に伴い除去した鉄筋の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が、それぞれ汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。 さらに、1号炉および2号炉の減容したバーナブルポイズンは、原子燃料課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。 〔中略〕 (6) 1号炉および2号炉の外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋および埋め込み金物は、土木建築課長が、汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が外部遮蔽壁保管庫に保管する。また、1号炉の蒸気発生器取替えならびに3号炉および4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋および埋め込み金物等は、原子燃料課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が外部遮蔽壁保管庫に保管する。 〔中略〕 3. 原子燃料課長、放射線管理課長、当直課長、計装係課長および原子炉係修課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1) 放射線管理課長は、廃棄物庫および外部遮蔽壁保管庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた等および減容したバーナブルポイズンの保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫、外部遮蔽壁保管庫および蒸気発生器保管庫を巡回するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。 〔中略〕 4. 放射線管理課長は、廃棄物庫、外部遮蔽壁保管庫および蒸気発生器保管庫の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。 5. 各課(室)長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p>	<p>1号炉および2号炉の減容したバーナブルポイズンおよび1号炉の蒸気発生器取替えならびに3号炉および4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋および埋め込み金物等の汚染防止措置、保管等について記載する。</p>	<p>放射性廃棄物管理通達 ・原子力発電所放射線・化学管理業務要綱 ・高浜発電所放射線管理業務所則</p>	<p>放射性廃棄物管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、1号炉および2号炉の減容したバーナブルポイズンおよび1号炉の蒸気発生器取替えならびに3号炉および4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋および埋め込み金物等の保管管理を定める。</p>

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文五号＋添付書類八）【7.3 固体廃棄物処理設備】

※：設置変更許可申請書【本文】及び【添付書類】については、1号炉を代表で示す。

設置変更許可申請書【本文】 2022.12.21許可時点	設置変更許可申請書【添付書類】 2022.12.21許可時点	原子炉施設保安規定		社内規定文書	記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方		
<p>(ii) 廃棄物の処理能力 蒸気発生器保管庫は、1号炉及び2号炉の蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器6基等、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた4基等、並びに1号炉及び2号炉の減容したバーナブルポイズンを十分貯蔵保管する能力を有する。 外部遮蔽壁保管庫は、1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替え、並びに3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等を十分貯蔵保管する能力を有する。</p>		<p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講ずること。 (3) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。 (5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。 (6) 車両を徐行されること。 (7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。 7. 放射線管理課長は、各課(室)長が管理区域内で第106条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p>			
		[以下略]			

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文五号＋添付書類八）【7.3 固体廃棄物処理設備】

※：設置変更許可申請書【本文】及び【添付書類】については、1号炉を代表で示す。

設置変更許可申請書【本文】 2022.12.21許可時点	設置変更許可申請書【添付書類】 2022.12.21許可時点		原子炉施設保安規定		社内規定文書	記載内容の概要
	設置変更許可申請書【本文】 2022.12.21許可時点	設置変更許可申請書【添付書類】 2022.12.21許可時点	記載すべき内容	記載の考え方		
	<p>7.3.3 主要設備</p> <p>(12) 蒸気発生器保管庫（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設） 蒸気発生器保管庫は、1号炉及び2号炉の蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器6基等、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた4基等、並びに1号炉及び2号炉の蔵容したバーナブルポイズンを貯蔵保管する能力を有する。</p> <p>本保管庫は、所要の遮蔽設計を行い、耐震Cクラスとして設計するとともに、準拠する法令、規格、基準を満足するよう設計する。</p> <p>本保管庫の平面図及び断面図を第7.3.12図及び第7.3.13図に示す。</p> <p>(第7.3.12図及び第7.3.13図は変更前の記載に同じ。)</p>	<p>(13) 外部遮蔽壁保管庫（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設） 外部遮蔽壁保管庫は、1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替え、並びに3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等を十分貯蔵保管する能力を有する。</p> <p>本保管庫は、所要の遮蔽設計を行い、耐震Cクラスとして設計するとともに、準拠する法令、規格、基準を満足するよう設計する。</p> <p>本保管庫の平面図及び断面図を第7.3.14図に示す。</p> <p>(第7.3.14図は変更前の記載に同じ。)</p>				

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文五号＋添付書類八）【7.3 固体廃棄物処理設備】

※：設置変更許可申請書【本文】及び【添付書類】については、1号炉を代表で示す。

設置変更許可申請書【本文】 2022.12.21許可時点	設置変更許可申請書【添付書類】 2022.12.21許可時点	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
	<p>7.3.4 主要仕様 第7.3.1表を変更する。第7.3.1表以外は変更前の「7.3.4主要仕様」の記載に同じ。</p> <p>第7.3.1表 固体廃棄物処理設備の主要仕様</p> <p>(8) 蒸気発生器保管庫（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設） A 蒸気発生器保管庫 面積 約600m² 型式 地上式鉄筋コンクリート造 保管対象物 取り外した蒸気発生器3基等、取り外した原子炉容器上部ふた2基等 B 蒸気発生器保管庫 面積 約600m² 型式 地上式鉄筋コンクリート造 保管対象物 取り外した蒸気発生器3基等、取り外した原子炉容器上部ふた2基等、減容したバーナブルボイズン</p> <p>(9) 外部遮蔽壁保管庫（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設） 面積 1階 約2,400m² 2階 約2,400m² 型式 地上式鉄筋コンクリート造 保管対象物 外周コンクリート壁一部撤去、蒸気発生器の取替え及び原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等の保管容器約8,300m³</p> <p>(1)～(7)及び(10)は変更前の記載に同じ。）</p>					